

弁理士

論文合格発表から見る
弁理士試験の最新動向
【宮口 聡 LEC専任講師】

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001321 249161

MU24916

1. 短答

(1) 合格基準（足きり制度）導入の影響

ここ数年、短答試験のボーダーは、60点中39点で安定しています。

そのため、上四法（特許法・実用新案法、意匠法、商標法）に強い人は、原則、上四法で8割（32点）は取れるので、下三法（条約、著作権法・不正競争防止法）において、たった7点でも受かって来られたわけです。

しかしながら、平成28年度短答本試験から、そう上手くは行かなくなりました。

具体的には、特実の合格基準点は20点中8点、意匠の合格基準点は10点中4点、商標の合格基準点は10点中4点、条約の合格基準点は10点中4点、著不の合格基準点は10点中4点となります。

先ほどのケース（下三法で7点）で言えば、「条約」と「著作権法・不正競争防止法」のいずれかが3点以下ということになるので、不合格となってしまいます。

トータルで39点以上取れる人が、上四法で引っかかるなんてことは、先ずないと思ってよいでしょう。ですから、合否のカギを握るのは、条約と著不です。

下三法の軽視は危険であり、特に三振組の人は気合を入れて勉強して欲しいところです。

(2) その対策

① 条文の正確な暗記

短答試験では条文の重要ポイントを訊いて来ますが、そのポイントが条文の文末表現だったりします。このタイプの問題では、覚えていなければ手も足も出ません。したがって、条文は、ある程度正確に暗記することが必要です。パリ条約、PCT、TRIPs協定に関しても、「又は」、「及び」の接続詞レベルで訊いてくることが多く、間違ったときは、本当に腹が立ちます。されど1点です。繰り返し問われている条文については、「いつ、誰が、何を、どうするか」を意識して覚えるようにすると良いでしょう。そのためにも、体系別過去問集や、戦略的過去問対策講座である「**短答Revolution**」を活用し、傾向をつかんでください。また、料金納付等の無味乾燥な条文は、条文の文言をマトリクス化し、図表等を自分で作成するのも効果的です。

② 過去問を3回は繰り返す。

過去問は、最低限2回は繰り返しましょう。2回繰り返した時点で正解できる問題と出来ない問題とがはっきりしてくるからです。3回目は、その正解できな

かった問題のみをピックアップして、その問題に含まれる5つの枝のうち迷うもののみ、解説、条文及び基本書等を見て徹底理解に努めます。いきなり最初から、枝毎に詳しく見ていく受験生が多いように見受けられますが、そのような勉強法では1回通すのがやっとであり、自分の弱点すら分からないまま受験することになるので、同じ問題が出題されても結局間違えることとなるのです。よって、3回程度は繰り返す必要があるのです。

③ 自分に合ったベストな活用法を見出す。

といっても、見つからない人もいるでしょうから、参考までに一つ紹介します。例えば、自分にとって簡単な問題(根拠も含め確実に100%自信のある問題)は「A」ランクとします。根拠条文等は言えないが〇×は確実に分るレベルの問題は「B」ランク、〇×で迷いが生じたら「C」ランク、問題文は理解できるが求められている知識を知らない場合は「D」ランク、問題文すら理解できない超難レベルは「E」ランクです。

それで、繰り返しているうちに、全て「A」ランクにまで持って行けたら理想的です。そこまで行かなくても、そのほとんどが「A」か「B」になれば受かる実力まで達しています。

如何でしょうか。是非とも、本書を活用頂き、短答本試験を是非とも突破してください。健闘を祈ります。

④ 妥当な講座を受講する。

上述した「**短答 Revolution**」は、スタートからもう何年も続いている講座です。いわばアルティメットな過去問対策講座といえるでしょう。

また、「**短答エフィシエント講座**」は、「**インプット系見開き重視テキスト**」と「**A5版一問一答集**」が売りです。前者は「detailなLECテキスト」と「simpleなミヤレジ」を見事に融合させたものです。後者はいつでもどこでも気軽に〇×チェックができるコンパクトな問題集です。ということで、「この2冊だけやればいい」という発想に基づいています。あれこれ配られても嵩張るだけで、受験生にとってはいい迷惑ですからね。

さらに、演習、解説、議論が一体化したものとして、「**短答サルページゼミ**」(全12回)も年明けに実施されます。「**短答実戦答練**」もありますが、単なる紙解説だけで終わりたくない人にとっては、「短サル」がお勧めです(詳細は、年末ぐらいにお知らせできるかと思います)。

2. 論文

(1) 合格率から見れば安定している。

合格率は、過去10年以上ずっと、約25%前後で安定しています。

でも、「4分の1に入れば大丈夫だ」程度の感覚でいると、いつまで経っても受かりません。なぜなら、25%前後というのは、短答試験に受かっている人の中での合格率だからです。したがって、予備校の答練等での成績は、少なくとも10分の1以内に入っていないと安心できません。

(2) 各科目とも同じ戦略で臨むと受かり難い。

不合格者に共通していることは、戦略をもって臨んでいないということです。つまり、愚直に臨んでも受からないということです。

特実では、時間がない中で妥協しつつも、いかに上手く折り合いをつけるかという能力を見ているように思います。

意匠では、いかに流れよく、読み易い答案を書けるかを見ているように思います。

商標では、いかに完成度の高い答案を書けるかを見ているように思います。

これが分かっていると、二の舞を演じることになるでしょう。その辺の極意は、**ゴールド Web 通信講座の『理想と現実』答案（論文過去問対策講座）**を通じて体得してください。過去問は十分やったという人は、**中上級講座（論文シーケンス講座）**や**論文上級答練・論文実戦答練**が良いでしょう。

一定レベル以上の難易度を維持した良問のオンパレードですので、是非ともご受講頂き、論文試験突破につなげて欲しいと思っております。

3. 口述

従来の暗唱型から、現場思考型に変貌しつつあるようです。これは、おそらく顧客対応能力を見ているのだと思います。今後の実務面を考えると、覚えても使えない知識を暗記するより、その場で訊かれた事案に対し迅速かつ的確に答えられる力を身に付けることの方がよっぽど重要といえるからです。

私の講義は、全て口述対策を念頭に置いているといっても過言ではありません。生講義で当てられ、その場その場の質問に答えていくことの積み重ねが自信へ、そして確信へ繋がって行きます。

弁理士試験に関するデータ (特許庁ホームページの弁理士試験情報を参考)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
志願者	8735 人	7930 人	7528 人	6216 人	5340 人	4679 人	4352 人
短受験者	6377 人	5255 人	4734 人	4674 人	4278 人	3586 人	3213 人
短合格者	1934 人	1374 人	434 人	550 人	604 人	557 人	287 人
短合格率	30.3%	26.1%	9.2%	11.8%	14.1%	15.5%	8.9%
論受験者	2988 人	2851 人	1979 人	1263 人	960 人	1103 人	917 人
論合格者	715 人	837 人	490 人	358 人	248 人	288 人	229 人
論合格率	22.9%	28.3%	23.5%	27.2%	24.4%	25.3%	24.2%
口受験者	1006 人	1134 人	825 人	485 人	330 人	312 人	254 人
口合格者	675 人	719 人	674 人	362 人	309 人	293 人	250 人
口合格率	67.1%	63.4%	81.7%	74.6%	93.6%	93.9%	98.4%
最終合格者	721 人	773 人	715 人	385 人	319 人	296 人	255 人
最終合格率	9.1%	10.7%	10.5%	6.9%	6.6%	7.0%	6.5%

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
志願者	3977 人	3862 人	3401 人	3859 人	3558 人	3417 人	3502 人
短受験者	3078 人	2895 人	2259 人	2686 人	2754 人	2714 人	2813 人
短合格者	620 人	531 人	411 人	304 人	284 人	337 人	361 人
短合格率	20.1%	18.3%	18.2%	11.3%	10.3%	12.4%	12.8%
論受験者	1070 人	1070 人	1039 人	805 人	655 人	621 人	654 人
論合格者	259 人	278 人	263 人	211 人	179 人	179 人	182 人
論合格率	23.9%	25.5%	25.0%	25.1%	26.3%	28.0%	27.5%
口受験者	268 人	295 人	282 人	215 人	194 人	194 人	
口合格者	252 人	282 人	278 人	194 人	187 人	183 人	
口合格率	94.0%	95.6%	98.6%	90.2%	96.4%	94.3%	
最終合格者	260 人	284 人	287 人	199 人	193 人	188 人	
最終合格率	7.2%	8.1%	9.7%	6.1%	6.1%	6.2%	

短答式試験 正答率 令和6年度

科目	問題番号	正答率(%)	科目	問題番号	正答率(%)
特許・実用新案	1	77.2	商標	1	66.5
	2	61.5		2	70.2
	3	68.1		3	47.7
	4	32.5		4	44.4
	5	88.5		5	50.8
	6	49.8		6	58.8
	7	68.5		7	83.1
	8	13.0		8	81.1
	9	36.4		9	54.7
	10	59.3		10	47.9
	11	64.2	条約	1	36.8
	12	45.7		2	41.8
	13	56.6		3	30.7
	14	52.3		4	63.2
	15	41.6		5	25.9
	16	43.8		6	54.3
	17	26.1		7	65.6
	18	65.0		8	73.5
	19	45.5		9	30.0
	20	51.6		10	74.9
意匠	1	61.5	著作権法・不正競争防止法	1	82.1
	2	73.0		2	87.9
	3	75.3		3	44.9
	4	57.4		4	59.9
	5	58.8		5	65.2
	6	77.0		6	61.7
	7	42.2		7	39.9
	8	56.2		8	54.3
	9	33.3		9	33.7
	10	58.8		10	83.7

論文式試験 問題と公表論点 令和6年度

[特許・実用新案]

【問題 I】

1 甲株式会社は、農作業機のメーカーである。甲には勤務規則があり、「従業者が甲に在籍している間にした発明についての特許を受ける権利は、あらゆる種類の発明について、当該発明のなされた経緯等にかかわらず、当該発明が完成した時点で、甲が取得する。」旨が規定されている。

甲の従業者である乙は、入社以降一貫して甲の農作業機に関する開発部門に所属し、甲における上司の業務上の命を受け、甲の設備を利用して、勤務時間中に開発を進め、令和4年2月に農作業機に関する発明イを完成した。

甲は、同年3月に、発明イについての特許を受ける権利を、丙に譲渡した。しかし、甲は、当該権利を丙に譲渡した事実を失念してしまい、同年4月に、当該権利を、丁にも譲渡した。

そして、乙は、同年5月に、発明イについて特許出願Aをし、丁は、同年6月に、発明イについて特許出願Bをし、丙は、同年7月に、発明イについて特許出願Cをした。

その後、特許出願A、B、Cは、出願公開がされた。丁は、出願公開がされた特許出願A、Cをみて、乙及び丙が発明イについて特許出願をしている事に気が付いた。

以上を前提に、以下の設問に答えよ。解答は、法律上の根拠がある場合にはそれを提示するものとする。設問に示されていない事実をあえて仮定して論じる必要はない。

- (1) 発明イが職務発明（特許法第35条）に該当するか、説明せよ。
- (2) 勤務規則の内容も考慮し、発明イが完成した時点で、発明イについての特許を受ける権利が甲に帰属する理由を説明せよ。
- (3) (1)、(2)を前提に、丁は、乙に対して、発明イについての特許を受ける権利が丁に帰属していると主張できるか、説明せよ。
- (4) (1)、(2)を前提に、丁は、丙に対して、発明イについての特許を受ける権利が丁に帰属していると主張できるか、説明せよ。

【50点】

(次頁に続く)

7 ● 論文合格発表から見る弁理士試験の最新動向

2 日本国に在住するパリ条約の同盟国Xの国民甲は、2022年6月1日にX国において実用新案登録出願Aを適式に出願した。実用新案登録出願Aは、同年12月7日にX国の実用新案掲載公報に掲載され、出願Aに係る出願書類全体が公開された。甲は、2023年5月1日に、日本国に在住する日本国の弁理士である乙に対して、実用新案登録出願Aを優先権の主張の基礎として、日本国に特許出願をするように依頼した。

以上を前提に、以下の設問(1)～(3)に答えよ。解答は、法律上の根拠がある場合にはそれを提示するものとする。特に明示した場合を除き、各設問はそれぞれ独立しているものとし、設問に示されていない事実をあえて仮定して論じる必要はない。

(1) 甲は、2023年4月1日に、実用新案登録出願Aに係る実用新案権を放棄した。この場合、甲は、X国における実用新案登録出願Aに基づく優先権を主張して、優先期間内に日本国において特許出願をすることができるか説明せよ。

(2) 乙は、甲からの依頼に従って、特許出願の準備をしたものの、乙は優先期間を徒過した2023年6月5日に特許出願をし忘れていたことに気が付いた。この場合、乙は、どのような対応をすべきか特許法の規定に基づいて説明せよ。

(3) 甲は、乙に対し、出願Aに基づく優先権を主張して、請求項1及び2をそれぞれ発明イ及び発明ロとした特許出願をするように依頼した。乙は、甲の依頼に従った特許出願Bを2023年5月24日にした。実用新案登録出願Aの実用新案登録請求の範囲には、考案イのみが記載され、出願書類全体には、考案イ及びロが記載されている。発明イ及びロは考案イ及びロとそれぞれ同一である。

出願Bの請求項2に係る発明ロは、出願Bの出願前に実用新案登録出願Aの実用新案掲載公報が発行されたことにより、特許法第29条第1項第3号に掲げる発明に該当するとして、出願Bが拒絶の理由を有するか、説明せよ。

なお、(1)において解答した法律上の根拠は、再度解答する必要はない。

【50点】
(【問題II】に続く)

【特許・実用新案：論点】

【問題 I】

以下の事項についての理解を問う。

- 1 職務発明
- 2 特許を受ける権利の譲渡と対抗要件
- 3 パリ条約による優先権
- 4 パリ条約の例による優先権主張（権利回復）

[特許・実用新案]

【問題Ⅱ】

甲は、塗料に係る特許発明**イ**（以下「発明**イ**」という。）についての特許権**P**の特許権者であり、発明**イ**の実施製品である塗料**a**を製造販売している。特許権**P**の特許請求の範囲には「塗膜成分**A**及び溶剤を含み、前記溶剤は、化合物**B**、**C**及び**D**の中から選択される塗料。」と記載されており、明細書には、発明**イ**の作用効果として、塗膜成分**A**を用いることにより耐水性が高い塗料を提供可能である旨が記載されている。

甲は、特許権**P**に係る発明**イ**の実施について他人に許諾したことはない。

乙は、特許権**P**に係る特許出願の日後から現在に至るまで、塗料**b**を製造販売している。

また、特許権**P**に係る特許に無効理由はないものとする。

以上の事実関係を前提に、以下の各設問に答えよ。

なお、問題に示されていない事実をあえて仮定して論じる必要はない。

- 1 特許権**P**の出願時の明細書には、塗膜成分**A**を用いれば、溶剤として化合物**B**、**C**、**D**及び**E**のいずれの化合物を用いても、塗料の耐水性が高いという発明**イ**の作用効果を奏する旨が記載されていた。

乙が製造販売する塗料**b**を甲が調査したところ、溶剤として化合物**F**（化合物**B**、**C**、**D**及び**E**のいずれとも異なる化合物である。）のみが使用されており、その点を除いては、塗料**b**は、発明**イ**の要件をすべて充足し、耐水性が高いという作用効果を奏するものであると判明した。

- (1) 乙が製造販売する塗料**b**が、発明**イ**の技術的範囲に属するといえるのはどのような場合か、説明せよ。

- (2) 上記(1)の場合において、甲は、塗料**b**が発明**イ**の技術的範囲に属すると主張した。しかし、乙は、塗料**b**に使用されている溶剤は化合物**F**ではなく、化合物**E**であると反論した。このため、甲は、溶剤が化合物**E**であったとしても、塗料**b**が発明**イ**の技術的範囲に属すると主張した。

この場合、乙は、甲の主張を覆すために、どのような反論をすることができるか、説明せよ。

(次頁に続く)

2 甲は、乙による塗料 b の製造販売により、市場で競合する甲の塗料 a の売上が減少したと考えて、乙による塗料 b の製造販売が甲の特許権 P の侵害であることを理由に、乙に対し、損害賠償請求訴訟を提起した。

ただし、塗料 a 及び塗料 b は、1 製品あたり同じ量で販売されているものとする。

(1) 甲が販売する塗料 a の 1 製品当たりの利益額の方が、乙が販売する塗料 b の 1 製品当たりの利益額よりも高い場合、甲は、より多くの金額の損害賠償を請求するために、特許法上の規定に基づいて、損害額の算定についてどのような主張をすることができるか、その根拠を示すとともに、説明せよ。

ただし、本問(1)の段階では、実施料相当額に基づく算定は考慮しないものとする。

(2) 甲がした上記(1)の損害額の算定の主張に対し、乙は、当該訴訟において、塗料 b の販売数量のうち 70%は、乙の営業努力の結果、販売することができたのであって、甲は塗料 a を塗料 b と同じ数量は販売できなかったと考えている。この場合、乙は、甲の主張する損害額を減額するために、特許法上の規定に基づいて、どのような主張をすることができるか、説明せよ。

(3) 甲は、乙がした上記(2)の損害額の減額の主張が認められる可能性が高いと考えた場合、減額部分については、特許法上の規定に基づいて、どのような主張をすることができるか、説明せよ。

(次頁に続く)

3 丙は、甲の特許出願に係る発明イの内容を知らずに、自ら、発明イと同一の発明をし、その特許出願の日前に、発明イの技術的範囲に属する塗料の製造に特化した製造装置を発注し、納品された当該製造装置を日本国内の丙の工場内に設置して、取引業者らに対し、それらの事実を伝え、発注があれば直ちに日本国内で当該塗料の製造を開始することを説明した。

(1) 丙は、特許権Pに係る特許出願の日後、上記製造装置を使用して、発明イの技術的範囲に属する塗料cを製造し、その販売を行っていた。

甲は、丙による塗料cの製造販売が特許権Pの侵害であることを理由に、丙に対し、損害賠償請求訴訟を提起した。

この場合、丙は、特許法上、どのような主張をすることができるか、説明せよ。

(2) 丙は、塗料cから塗料dに切り替えて製造販売を行っている。塗料dは、調達の関係から、塗料cに含まれる顔料（着色剤）を、塗料の耐水性には影響のない別の顔料に変更したものであり、発明イの技術的範囲に属するものである。

甲は、丙による塗料dの製造販売が特許権Pの侵害であることを理由に、丙に対し、損害賠償請求訴訟を提起した。

この場合、丙は、特許法上、どのような主張をすることができるか、説明せよ。ただし、上記(1)と重複する内容の主張を説明する必要はない。

【100点】

【特許・実用新案：論点】

【問題Ⅱ】

以下の事項についての知識及び理解を問う。

- 1 均等侵害（均等の要件及び意識的除外について）
- 2 特許権侵害における損害額の算定方法（特許法第102条）
- 3 先使用権の要件及び先使用権における実施形式の変更

[意匠]

【問題 I】

甲は、展望タワーPの意匠イ及び当該展望タワーの形状を模した置物の意匠ロを創作した。甲は、意匠イについて意匠登録出願A、意匠ロについて意匠登録出願Bをすることを考えている。

一方、乙は、甲とは関係なく展望タワーPに類似する展望タワーQを創作し、展望タワーQのほぼ全体を意匠登録を受けようとする部分とする意匠ハに係る意匠登録出願Cをすることを考えている。

上記及び各設問に記載の事実のみを前提として、以下の設問に答えよ。

なお、(1)、(2)はそれぞれ独立しているものとする。

- (1) 甲は、展望タワーPの意匠イについて出願Aをした。甲が出願Aをした後、乙は、意匠ハに係る出願Cをした。その後、意匠イについて意匠権の設定の登録がされた。

出願Aとの関係において、出願Cについて想定される全ての拒絶の理由を述べよ。

なお、意匠イと意匠ハは類似するものである。また、出願Cをする際には、展望タワーP、展望タワーQ及び置物の意匠ロは公開されていないものとする。

- (2) 甲は、外から見えないように仮囲いの中で展望タワーPの建築を完成させた後、仮囲いを外して展望タワーPを初めて公開した。

その後、甲が、展望タワーPの形状を模した置物の意匠ロについての意匠登録出願Bをする際に、展望タワーPの公開との関係において留意すべき事項について説明せよ。

なお、意匠登録出願Bをする際には、置物の意匠ロは公開されていないものとする。

【50点】

(次頁に続く)

【問題Ⅱ】

甲は、筆記具等の製造・販売を主な事業とする会社であり、デザイナーである乙と共同して、使い切りの万年筆の意匠を創作した。当該万年筆は、本体にイルカの形の透明窓があり、内部に充填された青いインクにより青いイルカの形が現れるものである。甲及び乙は、意匠に係る物品を「万年筆」とする意匠登録出願を共同して行った。その後、甲は、その実施品である万年筆（以下「甲製品」という。）の製造・販売を開始した。

以上を前提に次の各設問に答えよ。なお、各設問は独立したものであり、各設問内の丙、丁、戊は、いずれも甲製品の実施について一切の権原を有していない。また、解答に際して、意匠登録を受ける権利又は意匠権の放棄及び譲渡並びに意匠登録の無効については考慮しなくてよい。

- (1) 甲及び乙は、当該意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定を受けたため、拒絶査定不服審判を請求したが、拒絶をすべき旨の審決がされた。甲は審決取消訴訟を提起したいと考えているが、乙は審決取消訴訟を提起することには消極的である。

この場合、甲は、単独で、審決取消訴訟を提起することができるか。理由とともに説明せよ。

- (2) 当該意匠登録出願に係る万年筆の意匠について意匠登録がされ、甲及び乙は当該登録意匠に係る意匠権（以下「本件意匠権」という。）を共有している。丙は、登録意匠と類似する万年筆を業として製造・販売している。

この場合、甲は丙に対し、単独で、本件意匠権に基づく差止請求権を行使することができるか。理由とともに説明せよ。

- (3) 丁は、甲製品を購入した者から、未使用の当該甲製品を買い取り、それを業として販売している。

この場合、丁による当該販売行為は、本件意匠権の侵害となるか。理由とともに説明せよ。

- (4) 戊は、甲製品を購入した者から、使用済みの当該甲製品を回収し、内部に青いインクを再充填したもの（以下「戊製品」という。）を業として販売している。戊は、回収した使用済みの甲製品に穴を開け、インクを再充填してから、その穴を塞いでいる。

この場合、戊製品の販売行為は、本件意匠権の侵害となるか。理由とともに説明せよ。

【50点】

【意匠：論点】

【問題Ⅰ】

事例を通じて、先後願関係を理由とする拒絶の理由の理解を問う。また、出願前に公開された意匠が存在する場合に、出願時に留意すべき事項と手続についての理解を問う。

【問題Ⅱ】

事例を通じて、共有に係る意匠登録出願の審決取消訴訟及び意匠権の差止請求、意匠権の消尽についての理解を問う。

[商標]

【問題 I】

商標登録出願の補正に関し、以下の設問に答えよ。

ただし、解答に際してマドリッド協定の議定書に基づく特例は、考慮しなくてよい。

- (1) 補正を認める趣旨について簡潔に説明せよ。
- (2) 補正をすることができる時期と、補正の効果がいつ生じるかについて説明せよ。
- (3) 願書に記載した指定商品又は指定役務についてした補正が要旨の変更とされた場合の処分と、それに対して出願人ができる行為について説明せよ。

【40点】

(次頁に続く)

【問題Ⅱ】

菓子のメーカーである**甲**は、東京都産の塩を用いたキャンデー**X**の製造販売を2017年に開始し、現在まで継続している。キャンデー**X**のパッケージには、「東京塩キャンデー」の文字が同じ大きさのゴシック体で付されているとともに、キャンデー**X**のブランド名が付されている。**甲**は、キャンデー**X**の宣伝広告には専らブランド名を使用している。

塩の製造会社である**乙**は、キャンデー**X**に東京都産の塩が用いられていることを知って、**乙**の製造する東京都産の塩を**甲**に供給することを申し出たが、**甲**に採用を断られた。

そこで、**乙**は、**乙**の製造する塩の採用を断られたことの腹いせに、**甲**が「東京塩キャンデー」につき商標登録出願をしていないことを認識した上で、**甲**に高額で商標権を買い取らせる目的で、「東京塩キャンデー」の標準文字からなる商標**イ**につき、指定商品を「東京都産の塩を原材料に用いたキャンデー」として商標登録出願をし、商標登録を受けた。そして、**乙**は、**甲**に対し、商標**イ**に係る商標権の高額での買取りを要求したが、**甲**は、これを断った。

その後、**乙**は、**甲**によるキャンデー**X**の販売行為が、**乙**の有する商標**イ**に係る商標権の侵害であるとして、**甲**に対し、商標権侵害訴訟を提起した。

乙は、商標**イ**につき、商標登録の日から現在まで、社会通念上同一の商標も含め、何ら使用をしていない。

現在（2024年6月30日）を基準として、以下の設問に答えよ。本問においては、**甲**の使用する「東京塩キャンデー」及び商標**イ**は、互いに類似するものとする。

- (1) 商標**イ**の商標登録の日が2019年1月10日であり、この訴訟が、商標**イ**に係る商標権に基づき、キャンデー**X**の販売行為の差止めを請求するものであった場合、この訴訟における**甲**の主張として有効と考えられるものを挙げて説明せよ。
- (2) 商標**イ**の商標登録の日が2024年1月10日であり、この訴訟が、商標**イ**に係る商標権に基づき、キャンデー**X**の販売行為により**乙**に生じた損害の賠償を請求するものであった場合、(1)で挙げた主張のほかに、この訴訟における**甲**の主張として有効と考えられるものを挙げて説明せよ。また、(1)で挙げた主張のうち、有効ではないと考えられるものについて言及せよ。

なお、(1)及び(2)のいずれにおいても、**甲**は、当該主張に必要な手続があれば、当該手続を行うことができるものとする。また、問題文に示されていない事実をあえて仮定して論じる必要はない。

【60点】

【商標：論点】

【問題Ⅰ】

商標登録出願の補正と要旨の変更についての基本的な知識及び理解を問う。

【問題Ⅱ】

商標権侵害訴訟における、無効主張、商標権の効力が及ばない範囲の主張、不使用の商標に係る商標権の行使に対する権利濫用等の主張、損害不発生の主張等についての理解を問う。

れっく **LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2024 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

MU24916